

案

健総発第 号
平成20年 月 日

各都道府県知事
広島市長
長崎市長

} 殿

厚生労働省健康局総務課長

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条の規定による
認定の審査に必要となる書類等について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条の規定による認定（以下「認定」という。）に当たっては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）第12条の規定により、申請書に当該負傷又は疾病に係る検査成績を記載した書類を添えなければならないこととされており、これらの書類については、平成13年9月7日健総第57号をもって通知しているところであるが、今般、疾病・障害認定審査会において、当該通知に追加して必要となる書類について審議され、下記のとおりとりまとめたので、関係者に周知願いたい。

記

疾病群ごとに添付が必要となる書類等

(1) 心筋梗塞

以下の(ア)～(オ)については、急性期における報告書であることとする。

- (ア) 心電図検査の報告書
- (イ) トロポニン、CK-MB等の血液検査の報告書
- (ウ) 冠動脈造影検査、左室造影検査の報告書
- (エ) 画像診断等（胸部X線検査、心臓超音波検査等）の報告書
- (オ) 心機能検査（心筋シンチグラム、負荷心電図等）の報告書
- (カ) 冠動脈バイパス手術、経皮的冠動脈形成術等を実施している場合にあつては、当該手術等の所見に関する報告書
- (キ) 高血圧、脂質異常症、糖代謝異常等の罹患歴、喫煙歴その他心筋梗塞の発症に影響を及ぼす可能性のある危険因子の存在が認められる場合にあつては、当該罹患歴、治療歴等の内容、状況等に関する医師の所見を明らかにすることができる書類